

Q



合併をして新たに営業権を取得したのですが、何か注意すべき点がありますか？

A



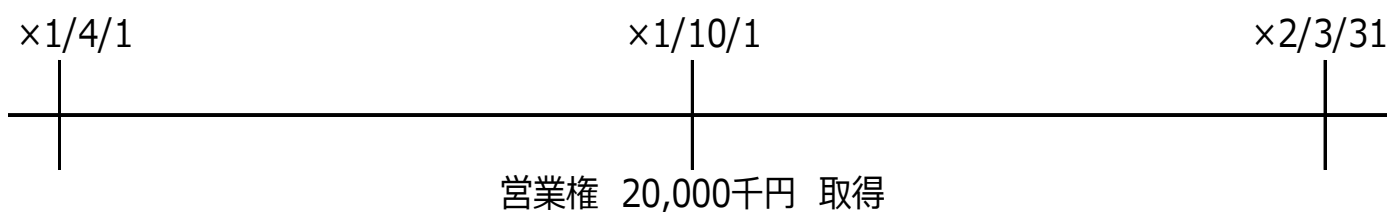
営業権が発生した事業年度における償却限度額は、発生の時期に関わらず、月割計算を行いませんでしたが、今回の改正により月割計算が義務化されました。

●改正概要●

営業権の月割計算の義務化 **増税**

・営業権等の取得について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算が義務化されます

【3月決算法人の場合】



決算時の処理

- 改正前 $20,000\text{千円} \times 12/60 = 4,000\text{千円}$
- 改正後 $20,000\text{千円} \times 6/60 = 2,000\text{千円}$

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用



POINT



決算期日間際に発生した営業権について、1年間分の償却費を計上することができなくなりますので、注意が必要です。